

=業界情報=

令和7年度 CO・HC測定器定期校正の実施計画について

認証工場を対象とする標記定期校正を、通達に基づき下記により実施します。
該当支部の事業場（認証工場）には追ってご案内しますが、あらかじめご承知置き下さい。

令和7年度 CO・HC定期校正 計画表

支 部	年月日	実施場所	時 間
岳 麓	9月1日(月)	岳麓自動車検査事業協同組合 富士山車検センター	10:00~16:00
岳 麓	9月3日(水)	岳麓自動車検査事業協同組合 富士山車検センター	10:00~16:00
岳 麓	9月8日(月)	岳麓自動車検査事業協同組合 富士山車検センター	10:00~16:00
南巨摩北	10月1日(水)	午前 河西工業(有) 午後 (株)三和	午前10:00~12:00 午後13:00~16:00
甲府西	10月20日(月)	西甲府自動車整備協業組合	9:30~16:00
甲府西	10月22日(水)	西甲府自動車整備協業組合	9:30~16:00
甲府東	12月3日(水)	(一社)山梨県自動車整備振興会 実習場	9:00~16:00
南巨摩南	令和8年2月10日(火)	各 事 業 場 巡 回	10:00~16:00
上野原	令和8年2月18日(水)	各 事 業 場 巡 回	10:30~15:00
東 八	令和8年3月9日(月)	(一社)山梨県自動車整備振興会 実習場	9:00~16:00
東 八	令和8年3月11日(水)	(一社)山梨県自動車整備振興会 実習場	9:00~16:00
東 八	令和8年3月13日(金)	(一社)山梨県自動車整備振興会 実習場	9:00~16:00

街頭検査の実施結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、標記街頭検査が実施されました。
街頭検査の結果は、以下のとおりです。

日時	実施場所	参加者	摘要
7月2日（水） 13:30～15:30	峠崎市 国道20号 栄チェーン着脱場	運輸支局 3名 自動車技術総合機構 1名 警察 2名 峠崎支部 5名 振興会 2名	総検査車両数 6台 不良車両数 2台 整備命令 1台 口頭警告 1台 車検切れ 0台

主な不適合箇所 保安基準・電気・灯火類

可搬式ナンバー自動読み取り装置の読み取件数 1,018件(捕捉件数、指導件数ともに0件)



※ 峠崎支部の皆さん、
ご協力ありがとうございました。

「訪問特定整備」制度が新設されました！

令和7年6月30日施行

国土交通省では、整備工場に車両を持ち込むことなく、自動車整備士に自宅や自社に来てもらいたいというニーズに応えるため、「訪問特定整備」制度を創設しました。

「訪問特定整備」制度とは、安全を担保する一定のルールの下、自動車特定整備事業者が自社の特定整備の認証を受けている整備事業場以外の場所で特定整備の実施が可能となる制度です。

※本制度の詳細は、国土交通省ホームページの「訪問特定整備制度について」や日整連が作成している「訪問特定整備実施マニュアル」をご参照ください。

本制度のポイント

●依頼者の範囲

訪問特定整備等の依頼者は、自動車の使用者又は所有者、これらの代理人となります。なお、依頼された訪問特定整備等を外注することは出来ません



●実施可能な作業範囲

地方運輸局長の認証を受けている自動車特定整備事業の対象自動車の整備及び装置の種類の範囲内となります。なお、指定自動車整備事業者が指定整備扱いとして実施する点検・整備については、本制度の対象外となり、訪問特定整備等を実施することは出来ません。

訪問特定整備制度の種類

●訪問特定整備

連続した3日を超えない期間内（離島は連続した5日を超えない期間内）で、特定整備の認証を受けている他社の事業場、もしくは認証は受けていないものの認証事業場と同等以上の性能を有する設備がある場所において、特定整備作業を実施することをいいます。



ニーズ例 運送事業者やレンタカー事業者など、大量に車両を所有している事業者から複数車両の点検整備等の依頼があった際に、その事業者が保有する作業場（認証の有無にかかわらず認証基準と同等以上の設備等が必要。）等において、特定整備を含んだ法定定期点検整備や一般整備を行う。

●限定訪問特定整備

認証事業場程度の設備等は有していないものの、安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全を図ることのできる場所において、特定整備を行うことを言います。

ただし、実施可能な特定整備作業が限定されております。

※限定訪問特定整備で実施できる特定整備作業の詳細は「国土交通省ホームページ」や「訪問特定整備マニュアル」でご確認ください。

※限定訪問特定整備においては、特定整備を含む法定定期点検整備を実施することはできません。



ニーズ例 一般ユーザーが所有又は使用している車両のエンジンがかからなくなってしまったため（事前の問診によりスターター不良と思われ、限定訪問特定整備の範囲内で作業可能と判断）、認証を受けている整備工場の従業員が所有者または使用者の自宅の駐車場まで訪問の上、規定されている範囲内の特定整備を含むスターター交換作業を行う。

訪問特定整備等を行う際の主な要件及び必要事項

運輸支局等への届出

(運輸支局長あてに電子メールにて届出)

訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者においては、
本事業の開始の日の前日までに、特定整備の認証事業場ごとに
(訪問特定整備等を行う事業場のみ) 届出が必要となります。

訪問特定整備等管理者の選任

整備主任者のうち、少なくとも一人を「訪問特定整備等管理者」として選任し、訪問特定整備等に関して統括管理させる必要があります。

訪問特定整備士の要件

① 一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格していること ※
② 特定整備に関し三年以上の実務の経験を有すること
③ 所定の教育を受けたこと
④ 訪問特定整備士として、運輸支局長等に届け出されていること
※一定条件の下、三級自動車整備士も認められる

必要な教育

訪問特定整備等をこれから行おうとする自動車特定整備事業者は、事前に訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を行わなければなりません。また、訪問特定整備等事業者となった後も、定期的に訪問特定整備等管理者・訪問特定整備士等に対して教育を行う必要があります。

第三者の確認

訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等を実施する際の体制等について、相当の知見を有する第三者機関の確認を定期的に受け必要があります。

訪問特定整備制度では、実施場所の要件や訪問特定整備士に任命するための要件、また、実際に作業ができる特定整備作業等が規定されているとともに、法令等に反した際の処分基準も定められております。訪問特定整備制度の活用を検討されている、または、実際に活用される整備事業者におかれましては、国土交通省ホームページの「訪問特定整備制度について」や「訪問特定整備マニュアル」をご確認いただき、適正に訪問特定整備等を運営いただきますようお願ひいたします。

「訪問特定整備マニュアル」の入手は所属の自動車整備振興会までお問合せください。

訪問特定整備 マニュアル

国土交通省
日本自動車整備振興会連合会

◆国土交通省ホームページ「訪問特定整備制度について」
制度概要や関係する省令、実施規程、通達、申請様式や Q&A等が掲載されていますのでご確認ください。

<URL : https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000033.html >

※トップページから該当ページへの進み方

国土交通省ホームページの「政策情報・分野別一覧」より

「物流・自動車」を選択

⇒「自動車ユーザー・事業者等の皆様へ」の

【事業者・運送者向け情報】より「自動車整備事業」を選択

⇒「自動車整備」より「訪問特定整備制度について」を選択



日本自動車整備振興会連合会

一般社団法人

- 安全上重要な整備(特定整備)は、設備・機器・要員を有する認証工場で実施しなければならない
- 今般、認証工場の整備士が、一定ルールのもと、自動車ユーザーの自宅等を訪問して特定整備を行うことを解禁(「訪問特定整備」)

①訪問特定整備

1. 場所

認証工場の設備要件を満たす場所

例:運送会社の整備作業場等

2. 作業範囲

全ての特定整備



②限定訪問特定整備

1. 場所

認証工場の設備要件を満たさないが
安全・品質を確保できる場所

例:ユーザーの自宅駐車場等



主なルール

- 依頼者への説明、訪問する整備士への指示等は、派遣元の認証工場の整備主任者が行う
- 料金の内訳(整備費、旅費等)を示すこと
- 訪問する整備士のリストをメールで運輸支局へ届出
- 訪問可能な範囲は、同一の都道府県内又は
自動車によりおおむね1時間以内

今後のスケジュール(予定)

3月31日(月) 公 布

6月30日(月) 施 行

※ 詳しくは(一社)山梨県自動車整備振興会ホームページ・トップページのお知らせ欄「訪問特定整備制度について」をご確認ください。

指定自動車整備事業に係るOBD検査の具体的な違反事例等について

「！！注意してください！！「再確認・再徹底を！！」

- 指定工場は、対象車の完成検査時に「OBD検査」が必ず必要になります。
(検査用スキャナツールを使用します。)
- 違反事項(点検・整備・検査不適切)
 - ・なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにてOBD検査を実施し適合証を交付した場合(違反点数 10点/台)
 - ・OBD検査をOBD確認モードで実施し適合証を交付した場合(違反点数 3点)
- 違反事項(自動車検査員の不正証明行為)
 - ・なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにてOBD検査を実施し適合証に証明した場合(解任命令)
- 保安基準適合証交付時の関係書類と車両情報の照合確認は、必ず車検で入庫した際に当該事業場においてオンラインモードにより電子自動車検査証から読み取った車検証閲覧アプリの画面か、車検証閲覧アプリから印刷した自動車検査証記録事項により実施してください！！
- 認証工場についても、自工場で検査用スキャナツールを使用して「OBD検査と同等の確認(OBD確認)」を実施した場合、原則として車検場においてOBD検査が省略されます。

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol.162

【内 容】

顧客から、「昨年4月、Aディーラーのメンテナンスパックでブレーキパッドとローターを交換してもらった。今年6月下旬、右前ブレーキ回りからパキパキと音がして、ホイールが異常に発熱したので、Aディーラーに入庫したところ、ブレーキの引きずりと診断され、1週間ほど預けた。しかし、その後、『特に悪いところはなく、数回試運転をして確認済み』と言われて納車、その1週間後、走行中に異常を感じたので、別のBディーラーに飛び込んだ。Bディーラーでは、数時間かけてブレーキを分解点検し、右前のキャリパが固着していることを見つけてくれた。部品は欠品の為、本国に発注し、顧客の希望により左右セット交換、費用は36万円程かかったとのこと。Aディーラーの1年前の作業ミスも、1週間預かりながら原因を特定できなかつたことも腹立たしいので、『何とかならないか』と顧客から泣きつかれている。どこかに相談しようと、振興会に電話したこと。

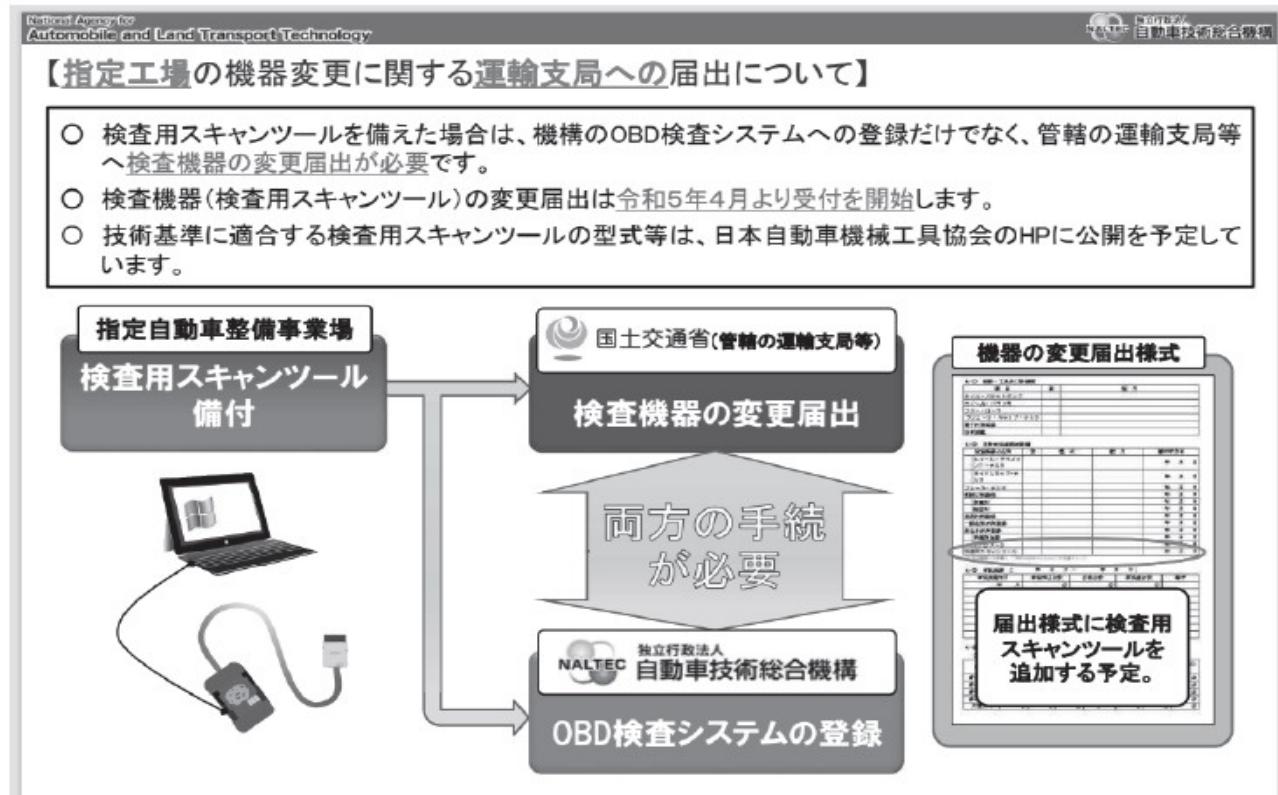
【対 応】

振興会の立ち位置を説明し、「Aディーラーに非があったとしても、修理代についての仲裁はできない。事実確認はできるが、最終的には顧客とディーラーとの話し合いになる」と伝えた。承諾をいただきAディーラーに確認すると、「数回の試運転とブレーキテスターでの制動力の点検、診断器による診断を行ったが異常はなかった」と言わされたので、「入庫時に『引きずり』があることを顧客にも伝えているのに、なぜキャリパを点検しなかったのか」と聞くと少し黙られて、「その話は報告を受けていないが、当社は何もせずに“異常無し”と判断したのではない。この車は4月に当社でパッドとローターを交換したが、翌月にどこかで車検を受けている。当店より後にブレーキを点検する車検を受けているのだから、当社に責めは無いと考える。それに、1年後の今年5月に12か月点検を受けてもいないのに、その苦情は無いでしょう。今回ることはフロントにも確認して今後に生かします」と言って話が終わった。

以上の内容を相談者に報告すると、「パッドとディスク交換の翌月に別の所で車検を受けていたことは聞いていなかったので、Aディーラーにクレームを言うのは筋違いと感じた。顧客には、そのように伝える」と言われ、相談を終えた。

指定工場の皆さんへ (検査用スキャンツールを備えた場合の変更届について)

検査用スキャンツールを備えた場合は、指定自動車整備事業の変更届が必要です。



整備振興会ホームページ・トップページ

「お知らせ」



「指定自動車整備事業者の皆さんへ」
(検査用スキャンツールの届出について)



第2号様式(指定)(Excel シート)を
ダウンロードして作成してください。



※スキャナツールを追加、変更した場合は、下記様式と平面図（50分の1）が必要です。

第2号様式と完成検査場の平面図（50分の1）が必要です。

記載例

第2号様式（指定）

※詳しくは振興会にお問い合わせください

指定自動車整備事業の変更（届出・申請）書

関東運輸局長殿 殿

年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え（届出・申請）します。

（注）届出にあっては「届出」、申請にあっては「申請」の文字に○を記載すること。

（注）該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）

（注）必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

（ふりがな） 届出者 申請者	とうきょうとしんこうかいかぶしきがいしゃ　だいひょうとりしまりやく　とうきょう　たろう 東京都振興会株式会社 代表取締役 東京 太郎
（ふりがな） 届出者 申請者	とうきょうとしんこうかいかぶしきがいしゃ　せいびこうじょう 東京都渋谷区本町四丁目16番4号
電話番号	03-5365-0000
（ふりがな） 事業場の名称	とうきょうとしんこうかいかぶしきがいしゃ　せいびこうじょう 東京都振興会株式会社 整備工場
事業場の所在地	とうきょうとしんこうかいかぶしきがいしゃ　せいびこうじょう 東京都渋谷区本町四丁目16番4号
電話番号	TEL 03-5365-0000
指定番号	TEL 03-5365-0000 検査用スキャナツールを追加した日 関東指第1-9999号
届出・申請の変更内容	変更年月日 令和6年4月1日
<input type="checkbox"/> 完成検査場の位置又は面積	対象とする自動車の種類 【変更申請】
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車検査用機械器具設備	業務の範囲の限定 【変更申請】
<input type="checkbox"/> 自動車検査用機械器具設備(共用設備)	

（注）□枠内の該当するものに○を記載すること。

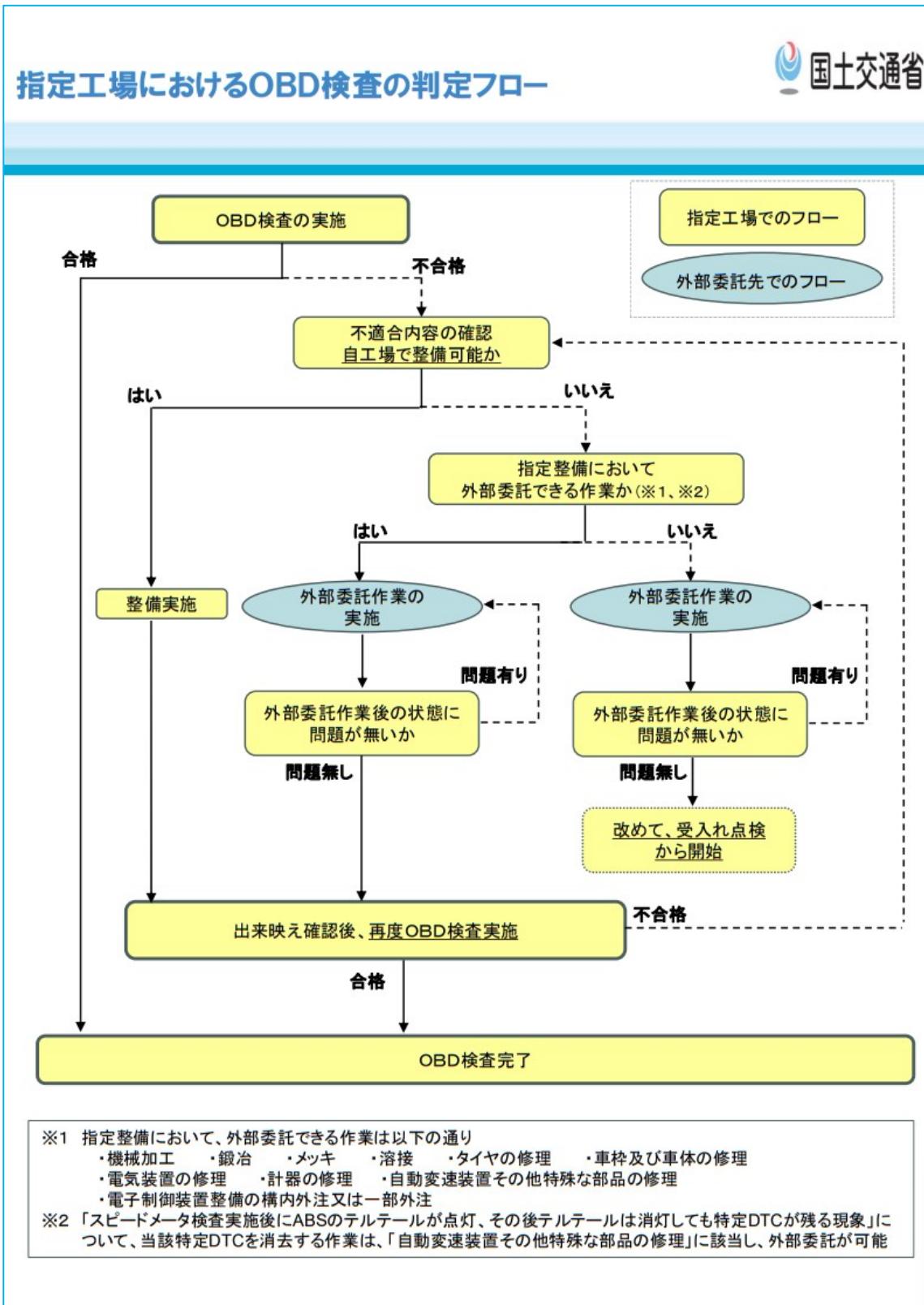
4 自動車検査用機械器具設備の変更

検査機器の名称	数	型式	能 力	備付年月日
ホイール・アライメント・テスタ				年 月 日
サイドスリップ・テスタ		検査設備の共用使用を行っている場合は、 共用使用先の事業場も届出が必要です		年 月 日
ブレーキ・テスタ				年 月 日
前照灯試験機				年 月 日
音量計				年 月 日
騒音計				年 月 日
速度計試験機				
一酸化炭素測定器		能力欄：ファームウェア及びドライバの バージョン情報を記載してください	備付年月日：検査用スキャナツールとし て備付けた日を記載してください	年 月 日
炭化水素測定器				年 月 日
黒煙測定器				年 月 日
オパシメータ				年 月 日
検査用スキャナツール	1	MST-nano	ファームウェア 1.82.5 ドライバ 1.06	令和6年4月1日
（注）検査機器の名称欄は、□枠内の該当するものに○を記載すること。				
備考				

※検査用スキャナツールは(一社)日本自動車機械工具協会のホームページに掲載されています

指定工場におけるOBD検査の判定フローについて

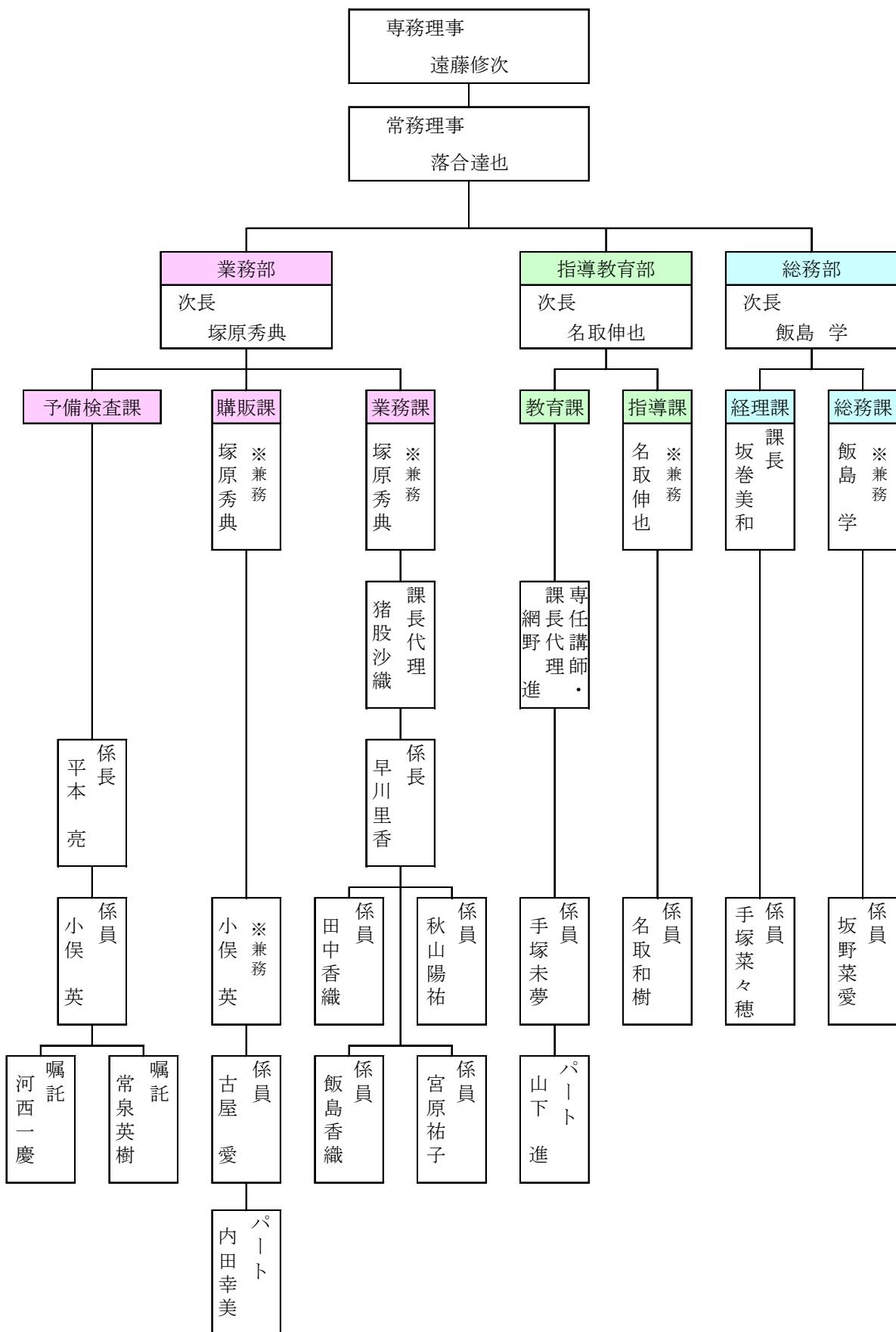
国土交通省が、指定自動車整備事業者がOBD検査を行う上で参考となる業務フローを作成しましたのでお知らせします。



※ 詳しくは山梨県自動車整備振興会ホームページ「指定工場におけるOBD検査の判定フローについて」をご確認ください。

事務局組織図について

令和7年8月1日現在



車検・点検案内はがき「お楽しみくじ」7月分当選発表

事業場	認証	支部	事業場	認証	支部
三友自動車工業(有)	15	甲府南	(有)田富自動車工業	712	市川
(有)アユザワ自動車	127	甲府南	カーショップ昭和	1277	市川
(有)大久保自動車工業	983	甲府南	(株)稻葉工業	63	南巨摩南
朝川オートサービス	1158	甲府南	中込モータース	364	南巨摩北
志村自動車	1256	甲府南	保坂自動車	619	南巨摩北
(有)塩部モータース	189	甲府北	中富自動車整備工場	682	南巨摩北
青木自動車商会	407	甲府北	御坂自動車修理工場	165	東八
(有)奥石自動車工業	665	韮崎	小澤自動車工業	931	東八
(株)久保田自動車整備工場	776	韮崎	長田自動車整備工場	941	東八
ボディーショップカサワ	986	韮崎	(株)田辺自動車	113	塩山
ヤザキオート	1151	韮崎	福田オート	447	塩山
新津モータース	413	南アルプス南	塩山車検センター協同組合	987	塩山
早川自動車整備工場	418	南アルプス南	羽中田自動車工場	162	岳麓
常盤自動車整備工場	480	南アルプス南	古久屋自動車	1009	大月
(株)オートサービス三金	559	南アルプス南	杉林モータース	786	都留

＝ 統 計 ＝

普通車・軽自動車継続検査件数

6月

合計	指 定	持 ち こ み								持込割合(%)	
		保 適		OSS		認 証		ユ ー ザ ー			
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	指定割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	
普通車	16,373	2,977	18.2%	8,234	50.3%	68.5%	4,076	24.9%	1,086	6.6%	31.5%
昨年同月	15,224	3,318	21.8%	7,026	46.2%	67.9%	3,869	25.4%	1,011	6.6%	32.1%
昨年同月増減	1,149	-341		1,208			207		75		
軽自動車	12,234	1,844	15.1%	5,409	44.2%	59.3%	3,915	32.0%	1,066	8.7%	40.7%
昨年同月	11,258	2,027	18.0%	4,419	39.3%	57.3%	3,808	33.8%	1,004	8.9%	42.7%
昨年同月増減	976	-183		990			107		62		
合 計	28,607	4,821	16.9%	13,643	47.7%	64.5%	7,991	27.9%	2,152	7.5%	35.5%
昨年同月	26,482	5,345	20.2%	11,445		63.4%	7,677	29.0%	2,015	7.6%	36.6%
昨年同月増減	2,125	-524		2,198			314		137		